

国立大学に対する予算の充実を求める声明  
—第3期中期目標期間に向けて—

平成27年4月27日

国立大学法人京都教育大学 経営協議会学外委員  
在田 正秀（京都市教育委員会教育長）  
柏原 康夫（株式会社京都銀行取締役会長）  
齊藤 修（株式会社京都新聞ホールディングス顧問）  
橋本 幸三（京都府教育委員会教育次長）  
柳澤 保徳（帝塚山学園学園長）

（50音順）

私たちは、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号に基づく経営協議会の学外委員として、国立大学法人京都教育大学の大学経営の審議に参画し、大学経営に対する「社会の目」として役割を果たしてきました。

このたび国立大学法人法が改正され、経営協議会において学外委員を過半数とすることとなったこと（本学では、既に平成26年11月より実施）は、私たちのこれまでの「社会の目」としての役割が認められたと同時に、私たちに国立大学法人の経営に対する責任をこれまで以上に求めているものだと認識しています。

国立大学は、これまで、地域の文化・社会・経済を支える拠点として、人材育成をはじめ地域社会の活性化や発展に大きく貢献してきました。京都教育大学は、これまでも京都府を中心に全国に向けて学校教員を輩出する教員養成単科大学として、学校教育や地域の教育に貢献してきております。これからも、複雑で多様な教育課題にも対応しながら子どもたちの未来への可能性を拓いていくことのできる優れた教師を養成し、また地域の現職教員の研鑽支援も行って役割をいっそう果たしていこうとしています。

先般の国会において、下村博文文部科学大臣が、「大学の教育研究活動を支えるには、財政基盤を確立した上で、めりはりある配分を行うことが重要です。国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成を安定的に確保するとともに、改革を進める大学を重点的に支援します。」と所信表明されました。しかし、昨今の政府や審議会等の議論やこれまでの国立大学に対する財政支援をみると、国立大学法人法に基づき大学経営に関与してきた立場から、今後の機能強化を図るべき第3期中期目標期間における国立大学の財政基盤の行く末に危機感を抱かずにはおれません。

京都教育大学では、法人化以降、毎年運営費交付金が削減され続けた結果、管理的経費をはじめ諸経費を切り詰め教職員数もぎりぎりまで減らしてきており、もはや限界の状態になっております。

第3期中期目標期間に向けて、国立大学がミッションの再定義に沿ったさらなる機能強化により地域の核としての役割を示していくべきこの時期に、地方自治体や地方経済界をはじめ、私たち経営協議会の学外委員の意見を反映し、地域の「知」の拠点である国立大学としての責務を果たせる安定的な財政支援の方針が確立されるよう、ここに強く要請いたします。